

2026年4月20日 全6頁

# 令和8年金商法等改正法案 暗号資産制度の改正案

一定の基準を満たさない暗号資産の取扱い禁止など、金融審では言及  
がなかった規定も

金融調査部

研究員

森 駿介

## [要約]

- 2026年4月10日、「[金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案](#)」が第221回国会に提出された。
- この法律案のうち、暗号資産取引に係る規制は、金融審議会暗号資産制度に関するワーキング・グループの提言を実現するものである。暗号資産取引に係る根拠法令を現行の資金決済に関する法律から金融商品取引法に移管した上で、主に①情報公表規制、②業規制、③インサイダー取引規制の整備がなされている。
- 大枠では、暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告の内容と相違はないものの、同報告では言及がなかった規定も散見される。例えば、暗号資産取引業者に対して必要な基準に適合しない暗号資産の取扱いを禁止する規定や、毎日の売買高等の公表を同取引業者に求める規定が盛り込まれた。また、インサイダー取引規制における「重要事実」の内容について、同報告より子細に列挙がなされている。

## 1. 金商法等改正法案の国会提出

2026年4月10日、「[金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案](#)」（以下、金商法等改正法案）が第221回国会に提出された。同法案は、2025年12月から2026年1月までに取りまとめられた[金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告](#)（以下、暗号資産制度WG報告）、[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告](#)、[金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告](#)、[金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告](#)などを受けて、その提言のうち法改正を要する事項について手当てを行うものである。なお、今回の金商法等改正法案に盛り込まれていない事項については、政令、内閣府令、監督指針、自主規制機関の自主規制規則などを通じて対応が進められるものと思われる。

本稿では、金商法等改正法案のうち、暗号資産取引に係る規制の概要について紹介する（図表1）。

## 図表 1 暗号資産制度 WG 報告の概要

□ 暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では**投資対象化が進展**

(注) 国内のアンケート調査によると、投資経験者の暗号資産保有者割合はFX取引や社債等よりも高い。また、利用者の取引動機のほとんど(87%)は長期的な値上がりを期待したもの

暗号資産を巡る喫緊の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>情報提供の充実</b> (暗号資産発行時のホワイトペーパー(説明資料)等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多いとの指摘)</li> <li>・ <b>適正な取引の確保・無登録業者への対応</b> (金融庁等に詐欺的な勧誘の相談が多数)</li> <li>・ <b>投資アドバイス等に係る不適切行為への対応</b> (投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生)</li> <li>・ <b>価格形成・取引の公正性の確保</b> (インサイダー取引規制に関するIOSCO(証券監督者国際機構)の勧告や欧州等での法制化)</li> <li>・ <b>セキュリティの確保</b> (サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生)</li> </ul>
--------------	---

□ 上記課題に対応するため暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することにより、**利用者保護の充実を図る**  
(暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではない)

### 規制見直しの概要

#### 1. 根拠法令の見直し

□ 暗号資産の規制法を**資金決済法から金商法へ変更**

(注) 現行法の暗号資産の範囲は維持(暗号資産に該当しないNFT(Non-Fungible Token、主にゲームやアート等のデジタルコンテンツで利用されている)やステーブルコインは本見直しの対象外)

□ **有価証券とは異なる金融商品**として金商法に位置付け

#### 2. 情報提供規制

□ **発行者**がいる暗号資産については、当該者が資金調達を行う場合に**情報提供義務**を課す

□ **発行者**の資金調達を伴わない場合や**発行者**のいない暗号資産については、**暗号資産交換業者**に**情報提供義務**を課す

#### 3. 業規制

□ 基本的に**第一種金融商品取引業**に相当する規制を適用

□ **サプライチェーン全体のセキュリティ対策の高度化等**を通じ、利用者財産の管理を強化

□ **無登録業者への罰則引上げ等**を行うとともに、**投資運用行為**や**投資助言行為**も規制対象に

#### 4. 不公正取引規制

□ **インサイダー取引規制**を創設

□ **証券監視委の犯則調査権限**や**課徴金制度**を創設

(出所) [暗号資産制度 WG 報告\(概要\)](#) (2025年12月10日) p. 1

## 2. 暗号資産制度 WG 関連の改正(案)のポイント

暗号資産については、国内外の利用者において投資対象と位置付けられていることなどを踏まえ、更なる利用者保護の充実を図る環境整備の必要性が指摘されてきた。これを踏まえ、根拠法令を現行の資金決済に関する法律(以下、「資金決済法」)から金融商品取引法(以下、「金商法」)に見直すことが暗号資産制度 WG 報告では提言されていた<sup>1</sup>。そして、金商法等改正法案のうち暗号資産制度 WG 関連の改正(案)では、暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金商法に移管しつつ、大きく①情報公表規制の整備、②暗号資産交換業者(名称は暗号資産取引業者へ変更)に対する業規制の強化、③インサイダー取引規制の創設を含む不公正取引規制の強化が盛り込まれている。

### 情報公表規制

**情報公表規制**の整備に係る規定の主なポイントをまとめると図表2のようになる。まず、発行者がいる暗号資産については「特定暗号資産」と定義され、特定暗号資産の募集・売出しを行う発行者に情報公表義務が課されている。また、暗号資産取引業者に対しても、特定暗号資産やそれ以外の暗号資産を取り扱う場合における情報公表義務も課されている。規定の大枠は暗号資産制度 WG 報告と変わらないものの、情報公表の内容や発行者による継続的な情報公表義

<sup>1</sup> 金商法等改正法案では、暗号資産の定義が資金決済法2条14項から金商法2条49項に移されている。

務が解除される分権化の基準などの詳細は、内閣府令で定められる予定である。

図表 2 情報公表規制に関する規定の主なポイント

事項	概要	関連する主な法律
発行者がいる暗号資産を定義 (特定暗号資産)	○ 暗号資産であって、特定の者のみが発行する権限を有するもの等を「特定暗号資産」と定義。	金商法 2 条 50 項
特定暗号資産発行者の募集・売出しにおける情報公表義務	○ 特定暗号資産の募集・売出しを行うに当たり、あらかじめ、特定暗号資産情報の公表を発行者に義務付け。 ○ 公表する内容（特定暗号資産情報）の詳細は、内閣府令委任事項（注1）。	金商法 27 条の 39
暗号資産取引業者の特定暗号資産の取扱いにおける情報公表義務	○ 特定暗号資産の募集・売出しの取扱いを行うおとす場合には、あらかじめ、特定暗号資産情報の公表を暗号資産取引業者にも義務付け。 ○ 発行者による資金調達を伴わず、暗号資産取引業者が独自に特定暗号資産を取り扱う場合は、当該暗号資産取引業者に情報公表を義務付け。	金商法 27 条の 39、27 条の 53、27 条の 60
暗号資産取引業者の特定暗号資産以外の暗号資産の取扱いにおける情報公表義務	○ 特定暗号資産以外の暗号資産の取扱いに当たり、あらかじめ、暗号資産情報の公表を義務付け。 ○ 公表する内容（暗号資産情報）の詳細は、内閣府令委任事項（注2）。	金商法 27 条の 60
継続的な情報公表義務	○ 継続的な情報公表規制として、①重要な事象が生じた場合の臨時情報、②年 1 回の定期情報（発行者が募集・売出しを行った場合）の公表を義務付け。 ○ 発行者が内閣総理大臣の承認を受けた場合（暗号資産の分権化等）には、発行者による継続的な情報公表義務は免除。	金商法 27 条の 50、27 条の 51、27 条の 61
特定暗号資産情報の監査証明の義務付け	○ 発行者に対して、投資者の投資額が少額である場合等を除き、監査法人等の財務監査を義務付け（注3）。	金商法 27 条の 59
虚偽記載等に対するエンフォースメント規定の整備	○ 虚偽の特定暗号資産情報を公表した発行者等に係る民事責任、課徴金、罰則等の規定を整備。	金商法 27 条の 41～48・66・67、172 条の 13～19、197 条

（注 1）発行者の商号・経理の状況、暗号資産に関連する業務の状況、特定暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報（例：暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等）が盛り込まれる予定。

（注 2）暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報（例：暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等）が盛り込まれる予定。

（注 3）監査証明がない場合は、株式投資型クラウドファンディングと同様の投資上限を設定予定（50 万円を超える場合には収入又は純資産の 5%まで。特定投資家は制限無し（上限 200 万円））。

（出所）金商法等改正法案、金融庁「[金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料](#)」（2026 年 4 月）などを基に大和総研作成

## 業規制

暗号資産取引等に係る業規制に関する規定の主なポイントをまとめると図表 3 のようになる。

こちら規定の大枠は暗号資産制度 WG 報告と変わらず、第一種金融商品取引業に相当する規制等が盛り込まれているものの、同報告に盛り込まれていなかった内容もいくつかある。例えば、公益又は投資者保護の確保のために必要な基準（流動性やコンプライアンス、移転記録管理などの基準が内閣府令で盛り込まれる予定）に適合しない暗号資産の暗号資産取引業者による取扱いを禁止する規定が盛り込まれた点は興味深い。加えて、責任準備金については、内閣府令においてセキュリティ水準も勘案しながら積立率を定める方針が示されている。これにより、暗号資産取引業者にセキュリティ対応のインセンティブを持たせることになるだろう。このほか、暗号資産取引業者に銘柄別に毎日の売買高等の公表が義務付けられている点は、実務的な影響が大きいとみられる。

図表 3 業規制に関する規定の主なポイント（次ページへ続く）

事項	概要	関連する主な法律
金融商品取引業の範囲見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について、それぞれ投資運用業、投資助言・代理業の規制対象とする。</li> <li>○ 暗号資産の売買、特定暗号資産の募集・売出し、暗号資産の借入れ等を業として行うことについて、金融商品取引業に含める。</li> </ul>	金商法 2 条 8 項
取扱い暗号資産の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益又は投資者の保護を確保するために、必要な基準<sup>(注1)</sup>に適合しない暗号資産の取扱いを禁止。</li> </ul>	金商法 43 条の 7
業務管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暗号資産取引業を適確に遂行するための業務管理体制<sup>(注2)</sup>の整備を義務付け。</li> </ul>	金商法 35 条の 3
利用者財産の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金商業者に対して顧客の暗号資産の管理に必要な情報システムの提供を行う業者（暗号資産管理関係業務提供者）に係る規制の導入。</li> <li>○ 金商業者は上記の業者以外からの情報システムの継続的な提供を受けることを禁止。暗号資産取引業の一部を委託する場合、委託先の指導や品質管理に必要な措置の実施。</li> </ul>	金商法 2 条 54 項、55 項、金商法 43 条の 12、13、3 章の 6
責任準備金の積み立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不正流出事案が生じた場合の顧客への補償原資として責任準備金を積み立て<sup>(注3)</sup>。</li> </ul>	金商法 46 条の 5
財務の健全性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己資本規制比率の算出等を義務付け。</li> </ul>	金商法 46 条の 6
外務員登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暗号資産の売買等を行う場合に、外務員登録を義務付け。</li> </ul>	金商法 64 条
売買高、価格等の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暗号資産の売買について、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低、および最終の価格の公表を暗号資産取引業者に義務付け。</li> </ul>	金商法 43 条の 9
兼業規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暗号資産取引業を行う金商業者に対して、暗号資産取引業の付随業務以外の業務について</li> </ul>	金商法 35 条の 2 の 2

	は、事前届出を義務付け。	
仲介業規制	○ 暗号資産取引に係る仲介業務を金融商品仲介業に含める。	金商法 2 条 11 項、3 章の 2
無登録業者への対応	○ 無登録業に対する罰則引上げ（拘禁刑 3 年から 10 年）、証券監視委の犯則調査の対象に追加。 ○ 無登録業者による売付けを原則として無効化（民事効規定の対象に追加）。	金商法 192 条、194 条の 7、197 条 1 項、210 条 1 項、171 条の 15

（注 1）利用者保護のための必要な基準の詳細は内閣府令事項。流動性やコンプライアンス、移転記録管理等に関する基準が定められる予定。

（注 2）詳細は内閣府令委任事項。暗号資産の審査体制、顧客適合性確保のための確認体制、売買審査体制等が定められる予定。

（注 3）詳細は内閣府令委任事項。管理する暗号資産の残高に応じ、セキュリティ水準も勘案しながら積立率が定められる予定。

（出所）金商法等改正法案、金融庁「[金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料](#)」（2026 年 4 月）などを基に大和総研作成

## 不公正取引規制

最後に、暗号資産取引等に係るインサイダー取引規制等に関する規定の主なポイントをまとめると図表 4 のようになる。重要事実の例が暗号資産制度 WG 報告よりも詳細に個別列挙されていることが、ここでの注目点の一つと言えるだろう。

図表 4 不公正取引規制等に関する規定の主なポイント（次ページへ続く）

事項	概要	関連する主な法律
<b>【インサイダー取引規制関連】</b>		
特定暗号資産発行者の関係者を規制対象とする枠組み	○ 発行者の関係者（役員等、株主、行政職員、契約締結者等を含む）及び同関係者からの情報受領者であって、特定暗号資産等に関する重要事実を所定の方法により知ったものについて、その公表前に売買等を行うことを禁止する。 ○ 重要事実については、特定暗号資産の技術的仕様の変更や技術的仕様の保守に係る業務の廃止、特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始や終了、特定暗号資産に係る業務上の提携・解消、発行者の解散、特定暗号資産や関連業務で生じた障害、暗号資産取引業者での取扱いの開始・中止の決定等が列挙された上で、バスケット条項で補完されている。	金商法 171 条の 7
暗号資産取引業者の関係者を規制対象とする枠組み	○ 暗号資産取引業者の関係者（役員等、株主、行政職員、契約締結者等を含む）及び同関係者からの情報受領者であって、暗号資産の取扱い等に関する重要事実を所定の方法により知ったものについて、その公表前に売買等を行うことを禁止する。 ○ 重要事実については、暗号資産の取扱い開始・中止の決定、管理する暗号資産の不正流	金商法 171 条の 8

	出、暗号資産の売買や管理で生じた障害等が 列挙された上で、バスケット条項で補完され ている。	
大量売買を行う者の 関係者を規制対象と する枠組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大量売買を行う者の関係者（役員等、株主、 行政職員、契約締結者等を含む）及び同関係 者からの情報受領者であって、暗号資産等の 大量売付け・買付けの実施・中止に関する重 要事実を所定の方法により知ったものについ て、その公表前に売買等を行うことを禁止す る。</li> <li>○ 重要事実については、発行済暗号資産の 20%以上の売買等という基準が政令で定めら れる予定。</li> </ul>	金商法 171 条の 9
<b>【その他】</b>		
不公正取引に係る課 徴金	○ 暗号資産の取引等に係る風説の流布・偽計、 相場操縦及びインサイダー取引等に係る課徴 金の規定を整備。	金商法 173 条～174 条 の 3、175 条の 3、175 条の 4
ステルスマーケティ ング規制の対象に追 加	○ 発行者や金商業者等から対価を受けて取引判 断に関する意見表示をする場合には、対価を 受ける旨の表示を義務付け。	金商法 171 条の 12

(出所) 金商法等改正法案、金融庁「[金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料](#)」(2026 年 4 月)などを基に大和総研作成

## 今後の予定

金商法等改正法案は、今後、衆参両院での審議を経て、第 221 回国会において可決・成立することが予想される。

成立すれば、原則、公布から起算して 1 年以内の政令指定日からの施行が予定されている。なお、無登録業に対する罰則の引上げおよび犯則調査権限の追加は公布から起算して 20 日後の施行が予定されている。暗号資産取引に係る規制以外では、企業のサステナビリティ情報の開示・保証およびスタートアップ企業への資金供給の促進が 2027 年 4 月 1 日、証券取引等監視委員会の犯則調査手続のデジタル化が 2027 年 10 月 1 日からの施行が予定されている。